

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違 反	件 数	構 成 比
総 数	511,673	100.0 %
無 免 許	953	0.2 %
酒 酔 い	37	0.0 %
酒 気 帯 び 0.25 mg/ℓ 以 上	448	0.1 %
酒 気 帯 び 0.15 mg/ℓ 以 上	138	0.0 %
速 度 超 過	42,638	8.3 %
横 断 歩 行 者 妨 害	49,147	9.6 %
一 時 不 停 止	80,423	15.7 %
右 左 折 方 法	8,303	1.6 %
信 号 無 視	63,814	12.5 %
通 行 区 分	5,103	1.0 %
指 定 通 行 区 分	33,967	6.6 %
進 路 変 更	31,161	6.1 %
指 定 横 断 等	15,551	3.0 %
通 行 帯 止	9,465	1.8 %
追 越 し	174	0.0 %
踏 切 不 停 止	8,454	1.7 %
通 行 禁 止	114,239	22.3 %
整 備 不 良	4,931	1.0 %
定 員 外 乗 車	191	0.0 %
大 型 自 動 二 輪 車 等 乗 車 方 法	537	0.1 %
駐 停 車	29,746	5.8 %
積 載 物 重 量 制 限 超 過	855	0.2 %
携 帯 電 話	7,073	1.4 %
保 管 場 所 法	102	0.0 %
そ の 他	4,223	0.8 %

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違 反	件 数
総 数	1,401
シ ー ト ベ ル ト	1,281
ノ ー ヘ ル	120

(3) 放置違反金納付命令件数

違 反	件 数
放 置 違 反 金 納 付 命 令	190,071

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。）

駐車対策課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令）